資料２

○宝塚市立小浜工房館条例

平成１７年６月３０日

条例第４６号

（設置）

第１条　小浜地域の歴史と街なみ形成について市民の理解を深めるとともに、本市の文化遺産である工房活動の伝承及び創造を図り、工房活動の情報を発信するため、小浜地域の街なみ景観形成活動を推進する拠点施設として、宝塚市立小浜工房館（以下「工房館」という。）を設置する。

（位置）

第２条　工房館の位置は、宝塚市小浜５丁目１５番２号とする。

（事業）

第３条　工房館は、第１条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）　小浜地域の歴史の周知に関すること。

（２）　小浜地域の街なみ形成に係る市民活動に関すること。

（３）　小浜地域の工房活動の伝承と創造に関すること。

（４）　前３号の事業に係るコミュニティ活動の推進に関すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（施設）

第４条　工房館に次に掲げる施設を置く。

（１）　大工房

（２）　中工房

（３）　小工房

（４）　調理室

（指定管理者による管理）

第５条　工房館の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（開館時間）

第６条　工房館の開館時間は、午前９時から午後１０時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第７条　工房館の休館日は、月曜日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めると

きは、市長の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は休館日に開館することができる。

（利用許可）

第８条　施設を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

２　指定管理者は、前項の規定による利用許可をするに際し、条件を付すことができる。

（利用許可の制限）

第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可してはならない。

（１）　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

（２）　建物、設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

（３）　管理上支障があると認めるとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、不適当と認めるとき。

（利用料金）

第１０条　第８条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、市民が第３条に規定する事業の目的で利用する場合を除き、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

２　利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

３　第１項の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

（利用料金の減免）

第１１条　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第１２条　既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

（利用目的の変更等の禁止）

第１３条　利用者は、利用目的を許可なく変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第１４条　指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、利用許可の条件を変更し、又は利用の停止を命ずることができる。

（１）　この条例の規定に違反したとき。

（２）　利用許可の条件に違反し、又は許可を受けた利用目的以外の目的に利用したとき。

（３）　偽りその他不正な行為により利用許可を受けたとき。

（４）　第９条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。

（原状回復の義務）

第１５条　利用者は、施設の利用が終了したとき、又は前条の規定により利用許可の取消しを受け、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、直ちに指定管理者の指示に従い、施設等を原状に復さなければならない。

（入館の制限）

第１６条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、工房館の入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（１）　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者

（２）　建物、設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損するおそれがある者

（３）　他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者

（４）　管理上必要な指示に従わない者

（５）　前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第１７条　指定管理者及び工房館に入館した者は、工房館の建物、設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、市長にその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者の指定）

第１８条　市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、工房館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

２　指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に工房館の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

３　市長は、第１項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

（１）　利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

（２）　事業計画書等の内容が工房館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（３） 工房館の管理を安定して行う能力を有していること。

（指定管理者が行う業務）

第１９条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１） 第３条に規定する事業を遂行する業務

（２） 利用許可に関する業務

（３） 利用料金の徴収に関する業務

（４） 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

（５） 前各号に掲げるもののほか、工房館の管理に関し市長が必要があると認める業務

（指定管理者の指定等の告示）

第２０条　市長は、第１８条第１項の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を遅滞なく告示しなければならない。地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

（指定管理者の不在等の場合における管理）

第２１条　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと、又は第１８条の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第５条の規定にかかわらず、市長が工房館の管理を行うものとする。この場合において、市長は、別表に定める額の範囲内において使用料を徴収することができる。

（委任）

第２２条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、改正後の第１８条及び第２０条の規定は、公布の日から施行する。

別表（第１０条関係）

区分	1日1室の利用料金
大工房	21,400円
中工房	9,400円
小工房	5,000円
調理室	5,600円